

岩手医科大学薬学部進級判定基準

- 第1条 岩手医科大学薬学部の進級判定に関する必要事項は、この基準の定めるところによる。
- 第2条 各学年における進級及び留年の取扱いは、次のとおりとする。
- 1 第1学年
 - (1) 第1学年において履修すべき必修科目及び選択科目のすべてに合格し、教育要項(シラバス)に定める所定の単位を修得した者を進級とする。
 - (2) 再試験の結果、不合格の科目がある者は留年とする。
 - (3) 留年者は、第1学年における不合格科目を再履修しなければならない。ただし、再履修科目が選択科目である場合は、同一選択科目群の中で科目を変更しても良いものとする。
 - 2 第2学年・第3学年
 - (1) 当該学年において履修すべき必修科目のすべてに合格し、教育要項(シラバス)に定める所定の単位を修得した者を進級とする。
 - (2) 再々試験の結果、不合格の科目がある者は留年とする。
 - (3) 留年者は、当該学年における不合格科目を再履修しなければならない。
 - 3 第4学年
 - (1) 第4学年において履修すべき必修科目、選択科目及び共用試験のすべてに合格し、教育要項(シラバス)に定める所定の単位を修得した者を進級とする。
 - (2) 再々試験の結果、不合格の科目がある者、又は共用試験で不合格の者は留年とする。
 - (3) 留年者は、実務基礎実習を再履修しなければならない。
 - (4) 留年者は、第4学年における不合格科目を再履修しなければならない。ただし、再履修科目が選択科目である場合は、当該学年に履修すべき選択科目の中で科目を変更しても良いものとする。
 - (5) 共用試験で不合格の者は、共用試験を再受験しなければならない。
 - 4 第5学年
 - (1) 第5学年において実務実習(病院)、実務実習(薬局)に合格し、教育要項(シラバス)に定める所定の単位を修得し、卒業研究の成績評価基準に達した者を進級とする。
 - (2) 留年者は、不合格科目を再履修しなければならない。
 - 5 第6学年

- (1) 第 6 学年において総合試験、卒業研究で不合格の判定を受けた者、又は再試験の結果、不合格の科目がある者は留年とする。
- (2) 留年者のうち、総合試験で不合格の判定を受けた者は、総合試験を再受験しなければならない。
- (3) 卒業研究で不合格の判定を受けた者及び不合格の科目がある者は、当該科目を再履修しなければならない。ただし、再履修科目が選択科目である場合は、教育要項(シラバス)に定める当該学年に履修すべき選択科目の中で科目を変更しても良いものとする。

第 3 条 この基準に定めのない事項は、教授会において別に定める。

附 則

- 1 本基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 本基準の改廃は、薬学部教授会の議を経て行う。